那 須 塩 原 市 入 札 心 得(建設工事関連コンサルタント)

那須塩原市が行う指名競争入札に参加するに当たっては、次の点に留意してください。

第1 入札

1 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を市が発行する保証金納入書により納付し、又は、入札保証金に代わる担保として、国債、地方債、銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。
- (2) 入札保証金は、入札終了後又は入札を中止した場合は速やかに入札者に還付します。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に充当することがあります。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、見本、契約事項及び現場等を熟知のうえ、入札書(市ホームページからダウンロードできる。)を1件ごとに作成し、指定された日時までに所定の場所へ提出しなければなりません。この場合において、入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることはできません。
- (2) 前号の場合において、入札者が代理人を使用して入札させようとするときは、入札前に委任状(市ホームページからダウンロードできる。)を提出しなければなりません。この場合において、代理人は、同一の入札について2人以上の代理人となることはできません。なお、委任状に収入印紙を貼付する必要はありません。
- (3) 入札書は特に認めた場合を除くほか、郵便による提出はできません。
- (4) 入札に参加する人数は、1社につき1人とします。ただし、入札執行者の許可を得た場合に限り、1 社につき2人を限度として参加できるものとします。
- (5) 電子入札による場合は、入札書は、那須塩原市電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信してください。なお、ICカードは、開札日時においても有効なものを使用してください。

電子入札による場合において、ICカードの更新中など特別の理由があるときは、発注者から承認を受けることで、紙入札により入札を行うことができます。

(6) 代理人が入札書を提出する場合は、入札書投函前に委任状を入札執行者に提出してください。この場合の入札書の記載方法は、入札者(指名を受けた者)の所在地、名称、代表者名を記載(記名可)し、代理人氏名欄に代理人の氏名を記載(記名可)し、代理人印を押印してください(入札者の社印、代表者印の押印は必要ありません。)。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 (又は入札公告、指名通知書等で指示する率) に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100 (又は入札公告、指名通知書等で指示する率) に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の取消し等

入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納めない者又は不足する者が行った入札(免除された場合を除く。)
- (3) 同一事項に対し2以上行った入札又は2以上の意思表示をした入札
- (4) 記名押印がない入札、金額を訂正した入札、又は誤字脱字等により意志表示が不明瞭な入札。
- (5) 有効な委任状を提出しない代理人が行った入札
- (6) 代理人が2人以上の代理をし、又は入札者が同一の入札について他の入札者の代理人となり行った入札
- (7) 数人が共同して行った入札
- (8) 入札に際し、虚偽又は不正の行為があったとき
- (9) 入札書到着期限前に当該入札について錯誤を申し出、入札執行者に認められた場合
- 10 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

6 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の促進に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)等に違反する行為その他の入札の公正を害する行為を行ってはなりません。

6-2 入札執行の延期等

入札者が連合若しくは不穏な行動をなすなど、入札を公平に執行することができないと認めるとき又は天 災その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、入札の執行を延期し、停止し、又 は中止することがあります。

7 入札室内での注意事項

入札室内では、次の各号に注意してください。第1号又は第2号に違反したときは退場を命ずることが あります。

- (1) 常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- (2) 入札室には、酒気を帯びて入場してはならない。
- (3) 入札室では禁煙とする。
- (4) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。使用は原則として禁止します。緊急に連絡の必要がある場合は、入札執行者の許可を受けてください。

8 入札の参加制限

次の各号のいずれかに該当するときは、その者について3年間以内の範囲で市長が定める期間、入札に 参加させない場合があります。

- (1) 故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

9 開札

- (1) 開札は、入札書提出後直ちにその場で行います。この場合、入札者は立ち会ってください。立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 電子入札の開札は、開札予定日時に速やかに行います。紙入札者がいる場合は、開札宣言後紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後電子入札書の一括開札を行います。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。くじを引かない者がある場合は、入札に関係ない職員にくじを引かせて決定します。
- (2) 電子入札において、くじにより落札者を決定する場合は、電子くじにより落札者を決定します。

11 再度入札

1回の入札で落札者が決定しないときは、直ちに再度入札を行います。入札回数は、2回までとします。

12 随意契約

2回目の入札で落札者が決定しない場合において、予定価格と最低入札価格の差が別に定める範囲内であるときは、最低価格入札者から見積書を提出させて随意契約を締結する場合があります。この場合における見積もりの回数は、2回までとします。ただし、2回目の見積額と予定価格との差が僅少の場合は、さらに1回見積書を提出させることがあります。

13 入札の辞退

指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができます。入札を辞退しても、それを理由に以後の指名等に不利益を受けることはありません。

入札を辞退せずに、入札に参加しないことは、適正な入札執行の妨げとなりますので、行わないように してください。

入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出てください。

- (1) 電子入札の案件にあっては、辞退届の提出に代えて電子入札システムに入札辞退の入力をしてください。
- (2) 紙入札の案件にあっては、次のとおりです。
 - ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届(市ホームページからダウンロードできる。)を契約担当課に 直接持参又は郵送してください。この場合において、辞退届は、入札執行日の前日までに届く必要が あります。
 - イ 入札執行中にあっては、入札書の金額欄に辞退と記載し、入札箱に投函してください。

14 質疑回答

入札に関する質疑事項がある場合は、質疑書(市ホームページからダウンロードできる。)により、指定された日時までに、指定された場所に提出してください。質疑がない場合は提出不要です。なお、定刻までに届かない場合は質疑がないものとみなします。

回答は、原則として指定した日時までに指名業者(入札を辞退した者を除く。)に対して行います。

第2 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 落札者は、落札後7日(議会の議決を要する仮契約にあっては3日)以内に設計業務委託契約書(市ホームページからダウンロードできる。)を市に提出し、契約(又は仮契約)を締結しなければなりません。この期間内に契約(又は仮契約)が成立しないときは、その落札は、無効となります。仮契約の場合においては、議会の議決を得た日から7日以内に本契約書を提出し、本契約を締結してください。この期間内に本契約が成立しないときは、仮契約は無効となります。これらの理由により契約(仮契約)が無効となった場合、市は一切の賠償の責を負いません。なお、日数の算定に当たっては土曜日、日曜日、祝日その他市の休日は算入しないものとします。
- (2) 落札決定後から契約締結の日までに、落札者が那須塩原市建設工事等指名停止基準(平成17年那須塩原市告示第143号。以下「指名停止基準」という)に基づく指名停止(指名保留)の措置を受けたときは、落札決定を取り消す(指名保留の場合には取り消し又は延期する)ことがあります。また仮契約の場合においては、仮契約締結後から本契約締結の日までに受注者が指名停止基準に基づく指名停止(

指名保留)の措置を受けたときは、仮契約を解除(指名保留の場合には仮契約を解除又は本契約の締結を延期)することがあります。なお、いずれの場合も市は一切の賠償の責を負いません。

- (3) 落札決定の取消又は仮契約の解除を決定した場合、市は落札業者又は仮契約の相手方に対し文書で通知します。
- (4) 契約書の提出部数は、2部です。

2 契約保証金

- (1) 落札者は、落札後直ちに契約金額の10分の1以上に相当する契約保証金を納付しなければなりません。契約保証金に代わる担保の提供をもって代えることもできます。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除されている場合はこの限りではありません。
- (2) 納付した契約保証金は、契約の履行を確認した後速やかに還付します。

3 契約内容

契約の内容は、那須塩原市設計業務等委託契約書のとおりです。なお、個々の業務の契約等に係る条件は、指名通知、現場説明書、設計図書等で確認するとともに、契約書の作成に当たっては契約書作成要領 (市ホームページからダウンロードできる。)を確認してください。

4 消費税及び地方消費税に係る提出書類

課税事業者である場合には課税事業者届出書(市ホームページからダウンロードできる。)を、免税事業者である場合には免税事業者届出書(市ホームページからダウンロードできる。)を、契約書提出時にそれぞれ提出してください。届出書の記載事項のうち、届出日は契約日を、課税期間については契約日を含む自社の決算期間を記載ください。

第3 支払条件

前金払がある場合で、これを請求しようとするときは、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結することが必要です。前金払の額は、請負代金額(履行期間が2年度以上の業務の場合は原則として各年度の履行高予定額)の30%(10万円未満の端数は切捨て)以内とします。

第4 その他

上記のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、那須塩原市財務規則(平成17年那須塩原市規則第50号)、那須塩原市建設工事等執行規則(平成17年那須塩原市規則第133号)その他関係法令を熟知のうえ、入札してください。